

地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について

指定介護予防支援事業者である、地域包括支援センターは、介護予防支援等業務のうち、一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされている（介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第5項）。

ついては、令和6年度に追加委託した事業所及び令和7年度に委託予定の事業所について、承認をいただきたい。

【委託要件】

地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者に委託する際に、以下の1.と2.の要件を満たしている事業者であることを確認し、本市へ届け出を行っている。

1. 主任介護支援専門員が従事している。又は、以下の①～③のいずれかの研修を受けた介護支援専門員が従事している居宅介護支援事業所である。
 - ①平成17年度～平成21年度の「介護予防支援従事者研修」
 - ②平成18年度以降の「介護支援専門員実務研修（介護予防支援業務に関する研修を含んだ実務未経験者研修及び失効者向け再研修を含む）」
 - ③「地域包括支援センターが開催するケアプラン作成に関する研修」
2. 過去において指定取消、業務停止がないこと。

1. 令和6年度 追加で委託した事業所（令和7年2月15日現在）

市内	7 事業所	
市外	3 事業所	
県外	2 事業所	計 12 事業所（別添資料A）

2. 令和7年度 委託予定事業所（令和7年2月15日現在）

市内	95 事業所	
市外	13 事業所	
県外	1 事業所	計 109 事業所（別添資料B）